平成２８年（フ）第１０５号
鹿児島県鹿児島市甲突町26番５号（天保山ハイツ905号）
破産者　中井　達也
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
鹿児島県鹿児島市田上台２丁目23番５号（第２池田荘２の１号）
破産者　堀之内　修
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２５９号
北海道旭川市神楽岡11条７丁目５番10号
破産者　廣長　邦秋
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０２号
北海道旭川市豊岡14条６丁目８番24号　ロピア146―102号
破産者　水上美由紀
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０５号
北海道旭川市春光台４条３丁目13―８　森川方、住民票上の住所北海道旭川市春光台４条２丁目６番６号
破産者　村田　幸雄
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４７号
富山県滑川市菰原290番地、開始決定時の住所富山県滑川市菰原289番地11
破産者　サンエス電器こと　東　　賢一
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４８号
富山県滑川市菰原290番地、開始決定時の住所富山県滑川市菰原289番地11
破産者　東　　正子
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９４号
京都市伏見区塩屋町222番地
破産者　井栗　　禄
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５６号
兵庫県西脇市西脇1102番地の11　光暢荘８号、前住所兵庫県小野市広渡町342番地の１
破産者　河原　雪子
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第９号
兵庫県加古川市加古川町本町189番地の１　ライオンズマンション409号、住民票上の住所兵庫県小野市下来住町1441番地
破産者　前田　純二
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１３号
兵庫県加東市梶原229番地９
破産者　ポプラ兵庫市川店こと　新山　達也
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第１２８号
長崎県大村市松山町196番地４、前住所長崎県大村市富の原２丁目288番地４
破産者　籾　　穂隆
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
長崎県諫早市永昌町11番７号
破産者　南條　正樹
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

免責許可決定

平成２７年（フ）第２２９号
栃木県鹿沼市東町３―４―30、開始決定時の住所栃木県鹿沼市松原２丁目123番地
破産者　板橋　　貴
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１号
千葉県君津市西原1094番地
破産者　櫻井　　絜
1　決定年月日　平成28年７月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第８２号
栃木県鹿沼市樅山町567番地１
破産者　川田歯科医院こと　川田　浩司
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７２号
栃木県宇都宮市上小池町762番地１
破産者　福田工業こと　福田　貞夫
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７４号
栃木県宇都宮市小幡１丁目５番23号　稲葉ビル２階、前住所栃木県宇都宮市御幸ケ原町147番地95　ドミールカガワＡ201
破産者　永井　史恵
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２７号
栃木県宇都宮市高砂町25番15号　高砂ハイツ205号、前住所栃木県宇都宮市高砂町26番12号　Ｍ３マンション203
破産者　市沢　拓也
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２８号
栃木県宇都宮市西原３丁目６番13号
破産者　冨高　明美
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係